十九の範囲に属するアナログ加入者回線（ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十一号において「合算算定対象加入者回線（二）」という。）に係る加入者回線単価（二）を合算したものであって、各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。 ［十～十三　略］	第五条第一項	次に掲げる額を合算して得た額 ［一　略］ 二　法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であって各第一種適格電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 ［削る］
第一号に掲げる額に一から第一号基礎的電気通信役務が提供された期間における加入電話・メタルＩＰ電話接続機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第一項に規定するものをいう。）に適用される接続料の算定に用いられた特定比率（同令附則第六条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額		一　次に掲げる額を合算して得た額 ［イ　略］ ロ　第一号基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四条第一号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であって各第一種適格電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 ［削る］

十九の範囲に属するアナログ加入者回線（第十一号において「合算算定対象加入者回線（二）」という。）に係る加入者回線単価（二）を合算したものであって、各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。 ［十～十三　同上］	第五条第一項	［同上］
第一号に掲げる額に一から第一種交付金の額を算定する年度の前年度の末日における法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間に用いられた特定比率（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額		一　［同上］ ［イ　同上］ ロ　第一号基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線（一）に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 ハ　第一号基礎的電気通信役務原価（一）（施行規則第十四条第一号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定す
		二　法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価 三　法第百九条第二項の原価（施行規則第十四条第一号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供